



提案方法

(1) 事前相談

提案書類を提出する前に、市民協働推進課へ必ず事前相談をしてください。

- ・希望日の2日前（土日祝日除く）までに、電話又はEメールで市民協働推進課までお申込みください。 ※なるべく希望に合わせた日時で調整いたします。
- ・事前相談後、事業提案を検討する場合は、サポート団体が必要なサポートを行います。

事前相談は募集期間に関わらずいつでも受け付けています。
ぜひお気軽にお問い合わせください！



- ✓事前相談はできるだけ早めに行ってください。
- ✓制度に関する注意事項の説明や、提案の内容について伺います。

(2) 提案書類の作成

提案にあたっては下記の書類が必要です。
様式は市のホームページからダウンロードできます。
(URL)

<https://www.city.sendai.jp//kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r3wakamonoteianbosyu.html> ※表紙面にQRコードを掲載しています。

- ①事業提案書（第1号様式）
- ②事業収支予算書（第2号様式）
- ③提案する団体に関する次の書類
 - ・構成員の名簿
 - ・活動内容がわかるもの（パンフレットなど）
- ④市税納付状況確認同意書（第3号様式）
- ⑤誓約書（第4号様式）

(3) 提案書類の提出

必要な書類を揃えて市民協働推進課まで提出してください。（郵送又は持参）
※事業開始日の前々月末日までに提出してください。
（末日が土日祝日の場合は、その前の開庁日＝平日が締め切りとなります）
※提案のあった翌月にプレゼンテーションによる審査を行いますので、必ずご参加ください。日程は随時ご案内いたします。

提案の締め切り ※必着	審査・決定	事業開始月
～6月30日	7月中旬	8月～
～7月30日	8月中旬	9月～
～8月31日	9月中旬	10月～
～9月30日	10月中旬	11月～
～10月29日	11月中旬	12月～
～11月30日	12月中旬	翌年1月～

- ✓10月から事業を実施したい場合は、遅くとも8月31日までに提案が必要ですが、6月～7月中に提案することも可能です。
- ✓予算の上限に達した時点で募集を締め切りますので、早めに提案いただくことをお勧めいたします。



https://www.kyodonavi-sendai.jp/

若者の皆さんによる
まちづくりの
アイデアを募集！

若者版・市民協働事業提案制度

令和3年度事業募集

仙台市では、若い世代の皆さんのまちづくりへの参加をさらに推進するため、新たに「若者版・市民協働事業提案制度」を開始します！

この制度は、若者団体※1から身近なまちづくりに取り組む事業の提案を募集し、審査のうえ採択された事業について、若者団体と市が協働で取り組む制度です。

※1 詳しくは「提案することができる団体」の要件をご確認ください。

募集期間

令和3年6月1日～令和3年11月30日

※事業開始日の前々月末日までに提案してください。

※予算の上限に達した場合は、上記期間中であっても募集を締め切ります。

※詳細・提案様式のダウンロードはこちら！



ご相談・お問い合わせ



仙台市市民局 市民協働推進課 <平日9:00～17:00>
(仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット勾当台ビル2階)
TEL: 022-214-8002 E-mail: sim004100@city.sendai.jp

※本制度は「市民協働事業提案制度」とは異なる制度です。「市民協働事業提案制度」については、仙台市ホームページをご参照ください。

👊 提案することができる団体 ※個人での提案はできません

次の要件をすべて満たす団体が提案できます。

- ①市内に活動拠点を有する又は市内を活動地域としていること
- ②3名以上の構成員で組織されていること
- ③構成員が**18歳から30歳代までの者であること**
- ④今後の活動計画があること
- ⑤宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑥法人の場合は、法人の市民税、事業所税の申告を行い、市税を滞納していないこと
- ⑦暴力団と関係を有していないこと

👊 対象となる事業

提案団体と仙台市が協働で実施することができるもので、次の要件をすべて満たす事業とします。（令和4年2月末日までに終了するものに限ります。）

- ①提案団体と市が協働で実施する必要性があり、公益的、社会貢献的なもの
- ②社会や地域の課題解決や、魅力の向上に取り組むもの
- ③多様な主体と連携・協働しながら、**若者自身が主体的に取り組むもの**

※次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ①政治活動、宗教活動、営利を目的とするもの
- ②特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③法令、条例等に違反するもの／公序良俗に反するもの
- ④本市の他の助成制度等の補助を受けているもの

🔍 1団体が実施できる事業は1事業までです。

👊 採択予定件数・審査方法

- ・予算の範囲内で**3件程度**の採択を予定しています。
- ・プレゼンテーション及び提出書類の内容について、次の審査基準により採択事業を決定します。

審査項目	審査基準
ニーズの把握	・若者自らの課題意識・当事者意識によるものか ・地域や社会のニーズをとらえているものか
アイデア・先進性	・若者の視点・アイデアを生かした独創性や先進性のある取り組み内容となっているか
協働の要素	・市と協働で実施する必要があるか ・若者が主体的に取り組む内容であるか ・他団体や行政、市民などとの連携が生まれる仕組みになっているか
事業効果	・目的に対する効果が期待できる取り組みになっているか
実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な内容であるか ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか
持続性・発展性	・事業終了後も、継続して取り組む姿勢や体制づくりがなされているか

👊 市の関わりについて

- ・サポート団体※2によるサポートを行いながら、関係部署が協働します。

※2 市が選定するまちづくりや市民活動に関するノウハウ等を有する団体

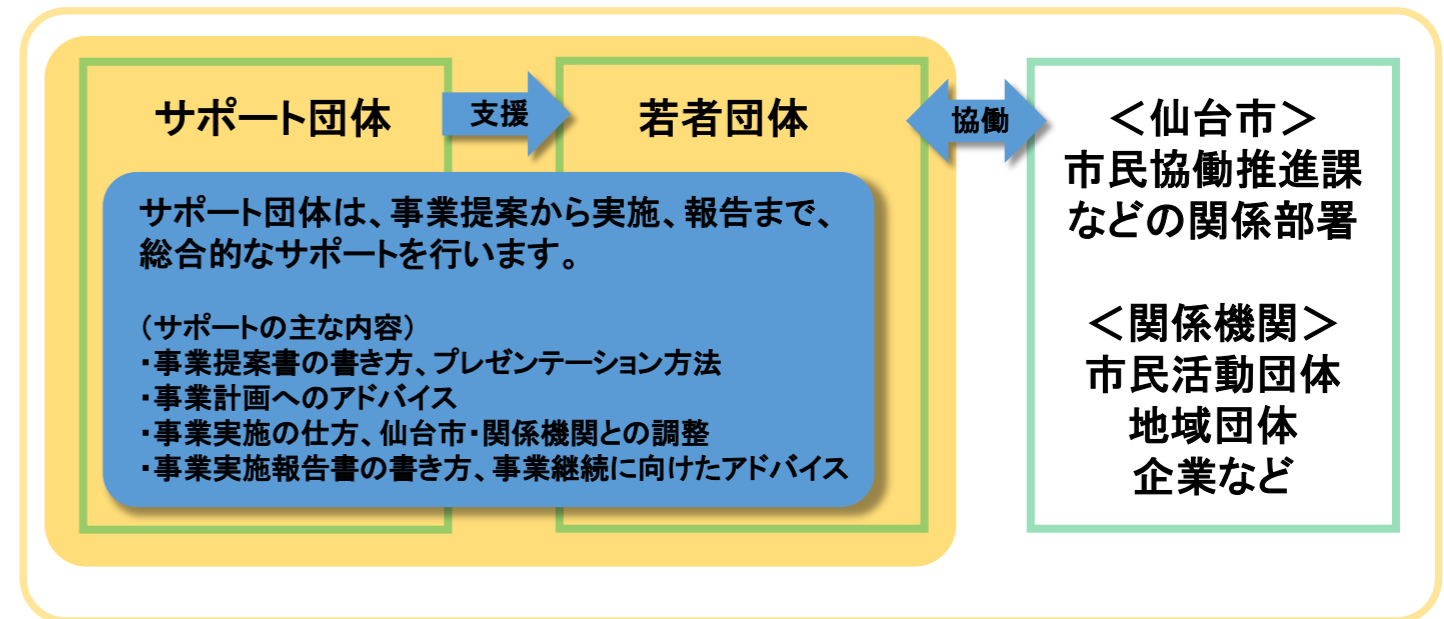
- ・**1事業あたり30万円を限度に、市の負担金として交付します。**

※負担金は事業の実施に直接要する費用に対して使うことができます。

（例：イベントを実施する場合は、会場費や出演者への謝礼、各種消耗品など）

※団体の運営のために支出する費用や団体内部の打ち合わせに係る飲食費などについては負担金を使うことができません。詳しくはご相談ください。

■事業実施体制のイメージ図



👊 全体の流れ

- | | | |
|------------------|--------------------------------|--|
| 事業開始日の前々月まで | ① 事前相談（必須）
② 提案書類の提出 | |
| 事業開始日の前月まで | ③ 審査（プレゼンテーション）
④ 審査結果通知 | |
| 事業開始日～令和4年2月末日まで | ⑤ 事業開始の事務手続き・負担金の交付
⑥ 事業の実施 | |
| 事業終了後～令和4年3月まで | ⑦ 事業実施報告資料の提出・負担金の精算 | |
| 令和4年3月 | ⑧ 事業成果の情報発信（市HPで資料公開等） | |

※新型コロナウイルス感染症等の影響で、制度内容やスケジュールについては変更になる場合があります。